

## 矢板小学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

### 1 学校におけるいじめ防止等への取組

#### (1)組織「いじめ・不登校等対策委員会」

校長、教頭、教務主任、学年主任、学級担任、児童指導主任、学習指導主任、養護教諭、教育相談係、スクールカウンセラー等で構成する。

#### (2)いじめ防止の取組内容(年間計画:別紙1)

- ・主な取組の企画・立案を行う。
- ・定期的なアンケートや教育相談を実施し、結果を共有する。
- ・教育相談活動を充実させ、児童との信頼関係を図る。
- ・いじめの事実確認、調査、判断、対応をする。
- ・Q-U 検査結果の考察と対応策を考える。

### 2 いじめ防止及び早期発見のための取組

#### (1)いじめの防止

- ・道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。
- ・特別活動や学校行事を中心に、児童が主体的に活動しやり遂げる活動を通して、自己有用感や自己肯定感を育む。
- ・分かる授業を展開し、児童が達成感や成就感をもてるよう支援し、帰属意識の高い学級づくりやお互いを高めあうことのできる学級づくりに努める
- ・様々な場面を通し、児童一人一人に人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。
- ・いじめは絶対に許さないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係を解決できる力を育成する。

#### (2)いじめの早期発見

- ・些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知する。
- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。
- ・教育相談、「先生、お話聞いて」等のアンケートを活用し、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・毎月の職員会議後に児童指導定例会を開き、児童に関する情報交換をし、全職員で共通理解に努める。

#### (3)いじめへの対処(いじめへの組織対応:別紙2)

- ・いじめを把握した場合は、当該組織が中心となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた児童の安全確保を図る。いじめたとされる児童に対して適切に指導を行う。
- ・いじめであると判断されたら、被害児童の心身のケア、加害児童への毅然とした指導等、問題の早期解決が図れるようにする。
- ・対応にあたっては、双方の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有し、協力を依頼する。
- ・必要に応じて市教委や関係諸機関との連携を図る。

#### (4) 関係機関との連携

・必要に応じて、市教育委員会、SC（スクールカウンセラー）、市教育支援員、児童相談所、警察署と連携して対応する。

### 3 重大事態への対応

・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合、また、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた場合、当該委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関の連携を適切にとる。

・調査にあたっては、いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、それまでの人間関係や背景事情はどうであったか、教職員はどう対応したか等の事実を明確にし、再発防止も視点においた調査を実施する。

### 4 点検と評価

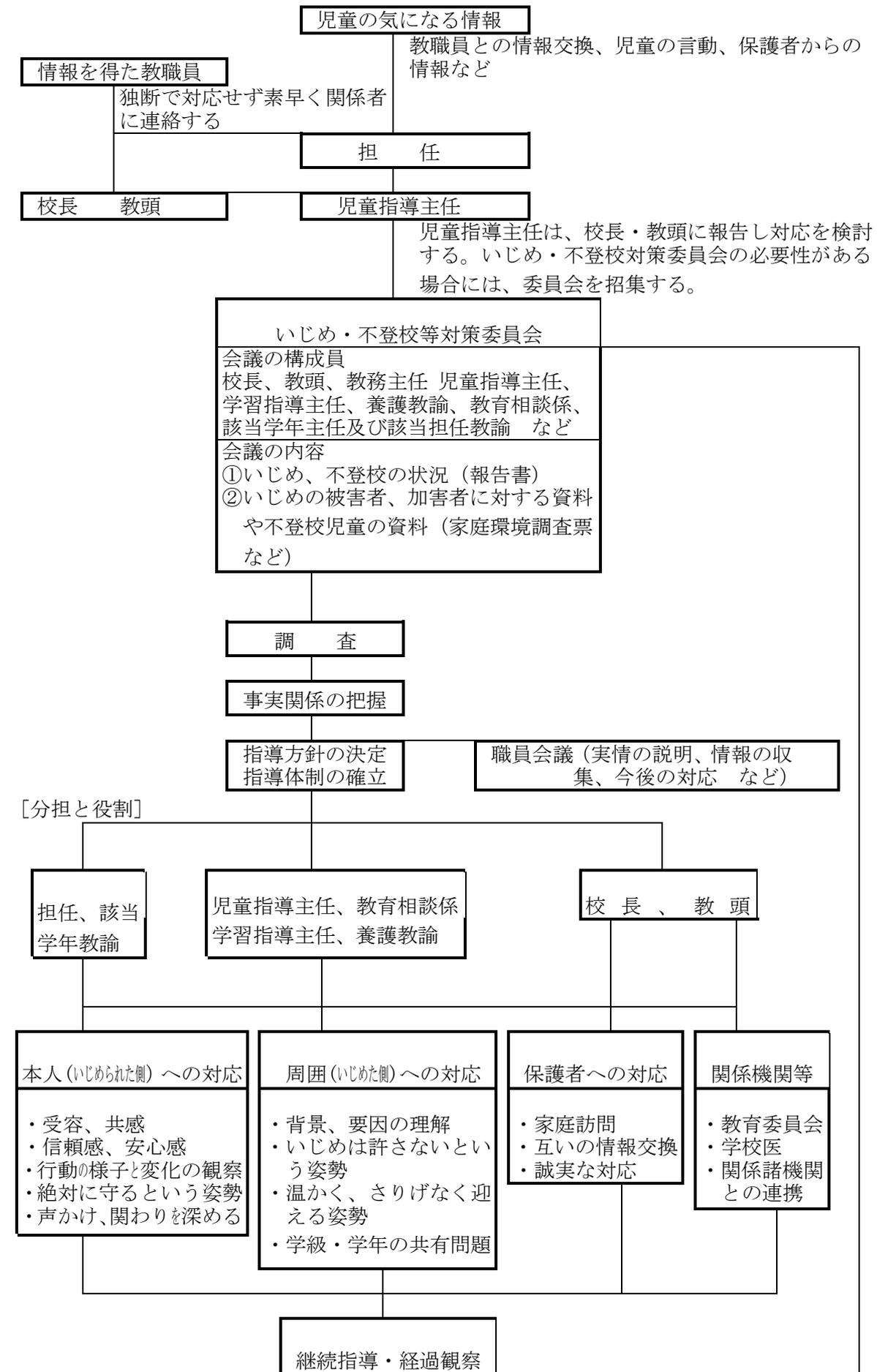
・いじめについて、校内研修や教育課程に位置付けられて行われている取組の企画や実施、さらには計画通り進んでいるかのチェックや各取組の有効性の検証、ひいては、矢板市立矢板小学校基本方針の見直し（いわゆる PDCA サイクル）を行う。

・いじめの問題に関する学校評価の実施に際し、児童や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえその改善に取り組む。

・家庭、地域との連携を密にし、児童を見守る体制の整備に努める。

・家庭に対して、必要に応じて学校や関係諸機関等と連携をとることについて啓発を行う。

	主 な 取 組	常時活動
4月	○児童観察・理解・引き継ぎ ○学級作り ○学年懇談 ○家庭訪問で、児童の様子を確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道徳教育で、道徳的実践力の育成（毎週）</li> <li>・ 学級活動で、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度の育成（毎週）</li> <li>・ 職員会議で児童の共通理解・情報交換（毎月）</li> <li>・ ボランティアによる読み聞かせで情操教育（毎月）</li> <li>・ 「人権振り返りカード」でいじめの予防（隔月）</li> <li>・ 「先生、お話聞いて」でいじめの把握（隔月）</li> <li>・ わくわくタイムで、異年齢集団の仲間づくり（月曜、年間6回）</li> <li>・ 必要に応じて、いじめ・不登校対策委員会</li> </ul>
5月	○現職教育（配慮を要する児童について） ○遠足等旅行的行事で、集団づくり ○Q-U調査で、クラス内の人間関係把握	
6月	○教育相談で、児童の様子を確認	
7月	○夏休み前PTAで、方針の説明 ○個人懇談で、児童の様子を確認	
8月	○記録の整理	
9月	○夏休み以降の児童観察 ○運動会で、集団づくり	
10月	○学校評価で取組の点検	
11月	○希望制個人懇談で、児童の様子を確認 ○校内読書週間で、読書活動	
12月	○人権週間で、いじめ防止を啓発 ○学年だよりで、家庭での人権教育啓発 ○人権週間で、全校的な人権教育 ○Q-U調査で、クラス内の人間関係把握 ○学校評価で、取組の点検 ○児童会であいさつ運動	
1月	○いじめ防止に関する教育課程の編成	
2月	○学年末PTAで取組の点検	
3月	○次の担任への引き継ぎ資料作成	



(解決した場合) ↓

(解決しない場合) →

再発防止・予防的活動